

無料

ご自由にお持ちください

e-10.adcm.jp

e-10

イ・テン



企画・発行 ADCOM アドコマース株式会社



心地いい風が吹いたら、おでかけおでかけ♪

特集テーマ **清々しい**

2012 春ごはん

「ランチやっています!」

&夜から営業の店

「清々しい」

グルメ／ファッション／美容と健康

お家で気軽に創エネルギー!

太陽光発電でエコな暮らし

2012・春

豪華プレゼント

ぼう 法なるほど!?

今回の相談者

岡島智子さん(仮名)

28歳 事務職パート

私が悪いのは、分かっていても、子どもにも苦勞はさせたくないんです。

岡島

私は、6年前に公務員の夫と結婚しました。現在3歳と1歳の娘がいます。しかし、私の浮気が原因で、夫からは、「お前が悪いんから俺は1円も金を払う気はない。子どももお前に任せるから早く離婚して欲しい。」と言われ、先月離婚しました。浮気をした私が悪いのは分かっていますが、子どもの養育費を請求することはできないのでしょうか…そうですね。確かに離婚の原因は岡島さんにあるようですね。とはいえ、**養育費は離婚の原因にかかわらず、請求することができるんですよ。**岡島さんは、元夫に対し、子の監護に要する費用の分担として養育費を請求することができます(民法766条第1項)。でも、前夫は一度決めたことは曲げない性格で、**法律上養育費を請求することができる**といつても簡単に支払ってもらえるとは思えないのですが。

弁護士

岡島

安心して下さい。公務員や会社の正社員等で毎月安定した収入が見込まれるのであれば、最終的には強制的に支払わせることも可能です。具体的には、前夫が養育費の支払いを拒んでも、民事執行法という法律で毎月の給料から養育費を強制的に支払ってもらう事ができます。分かりました。今のお話を前夫にして、もう一度養育費について話し合ってみます。待つて下さい。**養育費については、口約束や2人で話し合ったことを文書にするだけでは、法律上強制的に支払ってもらうことはできません。**養育費を強制的に支払ってもらうためには、養育費について取り決めたことを公証役場で公正証書を作成してもらうか、

弁護士

岡島

家庭裁判所に養育費請求の調停の申立等をする必要があります。岡島さんの場合は、養育費の金額について元夫との間で合意をすることが難しそうですね。養育費請求の調停の申立をするのがよいと思いますよ。そうなんです。では、**養育費を確実に支払ってもらう為に、ちゃんと弁護士さんに手続きをお願いするようにします。**

ここでは、日々の生活の中で起こりうる様々なトラブルを解決する手段として、数々の法律が役立つケースをご紹介しますコーナーです。

今あなたが抱えている問題もまずは、豊富な知識と地域の事情も分かる地元の法律事務所の弁護士さんに相談してみたいかがでしうか? 自分の知らない、思いがけない方法で解決への道が開けるかも知れませんよ。

※今回ご紹介したケースは、実際の弁護士と相談のあった話を題材として作られた物語で、特定の個人や団体を示したものではありません。

取材協力・原稿監修

弁護士法人 齋藤法律事務所

駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号

TEL 0265-98-7171 HP <http://www.saito-houritsu.com/>

